

題は中村すみ代議員さんもおっしゃいました。意味はわかります。わかりますけれども、今は私も本当に辛いし、本当に大変な立場ですけれども、私の立場で、この原因究明は大体わかっているわけですから、これが二度と起きないように再発防止をきちんとしていくと、そして、市民の方々にもこれを見ていただくということが私の立場ではないでしょうかということですので、井原議員さんもほとんどわかってのご質問のようでございますけれども、この辺は十分にご理解をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

43番（井原東洋一君） 国際的にも知名度の高い市長は、そういう小さな企業から献金をわざわざもらわなくても選挙は十分に、選挙の神様といわれる人ですから、心配しないで当選できるんです。しかし、私が言っているのは、確かに正しい処理がなされているでしょうと、しかし、これほど毎年毎年、億に近いような金を集めなければならぬのですかと。先ほど言いましたように、夜逃げ・倒産というのはあるんですよ、いっぱい。もっと詳しくは言いませんが、大分、話の過程で市長も苦しい、辛いということもあって矛先がちょっと鈍ってしまっておりますけれども、そういう実態が市内の中小業者の中にたくさんある中で、なおですよ、これはきちんとした処理をされているかもわかりませんが、そんなに集金マシンを働かせなければいかなのかなと、もう少し堂々としていんじゃないですか。そう私は思います。

なお、市長の政治責任につきましては、辛い、苦しい、本当に今は再発防止のために努力をしたい、心情を吐露されましたが、進退はあなた自身が決めることでありますから、私はここで言いませんけれども、そういうものがきちんとして整理された暁に、どうかひとつ次なる挑戦をされるのかどうされるのかについては、あなた自身が決めていただきたい。私は、ここでそれを求めることはいたしません。

まずは、とにかく再発防止のために、議会もそうですが、全力を挙げて、しかも、透明性の高い形で市民に納得いくような行政と議会ということの、そういう従来からの信頼感というものを取り戻すために頑張っていきたい。

以上であります。

市長（伊藤一長君） いずれにいたしましても、政治にお金はつきものといいながら、それを極力抑えながら、お互いの政治活動、また、来るべき来年は統一地方選挙でございますので、そういう選挙も含めて、今後、市民、国民の目は光っているわけでございますから、真摯に私どももこれからの日常活動も含めて対応しなくてはならないというふうに思います。

最後に一つだけ、こういう場で恐縮でございますが、井原議員さんのご質問で私の方から大変僭越でございますけれども、毎年毎年1億円集めているという発言は、よければ後ほど訂正をいただければありがたいなと、これはケーブルテレビで映っておりますので、事実と全く違いますので、この辺はひとつ訂正方をよろしくお願い申し上げたいと思います。

43番（井原東洋一君） 市長の答弁に誤りが一つありましたので、訂正をさせていただきます。政策懇話会の会長は、市長は平成8年からずっと続けられております。毎年毎年ということをお訂正せるといいますが、平成6年3,960万円、7年1億7,000万円、8年6,590万円、9年7,100万円、10年1億1,700万円、11年9,900万円、12年4,800万円、13年4,180万円、これによろしいでしょうか。

以上です。

副議長（松尾敬一君） 会議時間を延長いたします。次は、7番田村康子議員。

〔田村康子君登壇〕

7番（田村康子君） 波瀾に満ちた2002年も終わろうとしております。喜びも悲しみもすべて包括し、これを変毒為薬し、しっかりと成長していかなければならないと決意し、以下、質問をいたします。

まず初めに、通告しておりました1番と2番が逆になりましたが、入札妨害事件の防止対策についてお伺いをいたします。

今回の競売入札妨害事件では、職員1名、市議会議員5名が逮捕されるという不祥事が発生し、今や日本全国に長崎の汚名をさらしました。1名逮捕されるたびごとに、市民の皆様には「申しわけありません」「すみません、すみません」「もう二度とこのようなことはないものと確信しています」と、市長も議長も胸を張ってマスコミに談話を発

表されてきました。事もあろうに、その議長が逮捕されたときには、もう言葉を失いました。啞然としました。そして、昨日午前11時ごろ、弁護士を通して議長の辞職願が提出され、急遽、午後から議会運営委員会が開かれ、そして、本日の議長選挙となったのであります。

一連の事件の原因は、競売入札における最低制限価格を知り得る立場であった元建設管理部長がその価格を漏えいしたことによるものであるということですが、特に情報管理が大変重要とされている部署における職員、あるいはマル秘事項、特殊情報を知る職員への指導監督は、どのようになされているのか、お尋ねをいたします。

2点目、PFI手法の導入について伺います。

財政難のもとにおける社会資本整備の一つの手法として、民間企業の力を活用するPFIの考え方が、1997年ごろから導入をされ、99年7月にはPFI法が成立をしました。その後、PFIの導入を試みる自治体が増えてきており、むしろ、国よりも自治体が先行しているといわれています。

2002年3月から4月の時点で、日経産業消費研究所が調査したところによりますと、「導入済みあるいは予定をしている」と答えたところが14都府県・41市区、「検討中」も33都府県・196市区と、全体の4割近くが前向きであったと報告しています。これを自治体の人口規模で見ると、何らかの体制をとっているところが、人口30万以上では87.5%、人口10万から30万のところでも42.8%であり、一方、人口5万人未満の自治体では82.5%の自治体が体制をとっていないと答え、関心もないと答えたところも6.8%あった模様でございます。

こうして見ると、PFIのような民間企業の力を活用しようという考え方は、都市部での発想法となっているようであります。今後の導入の可能性については、内閣府の調査では、既に導入している、あるいは検討中のところが4.1%、今後、前向きに検討したいということが21.5%あり、両方合わせますと、4分の1の自治体の前向きという結果になっています。

全国の導入事例も多種多様でありまして、図書館、学校給食センターの建設、高齢者在宅サービスセンター、保健所と、実にさまざまでございます。中でも、今注目を浴びておりますのが、老朽

化した中学校校舎の建て替えに当たり、公会堂、老人施設、保育所を併設した全国初のPFI事業が市川市で本格的に始動いたしました。市の財政負担減と公共用地の有効活用、それから学校開放といった多くのメリットを期待できる、全く新しい事業手法で、これには約37の事業所が参画しており、財政負担を1割軽減できるとされております。

さて、本市におきましても、PFI研修会を立ち上げて勉強しておられると伺っていますが、今後予定されている事業で、具体的な導入計画はないのか、お尋ねをいたします。

3.子育て支援について。

夫婦出生力の低下という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるために、厚生労働省は、少子化対策推進基本方針のもとで、もう一段の少子化対策を推進する少子化対策プラスワンをこの9月に発表しております。子育てと仕事の両立支援が中心であった今までの対策に加えまして、すべての働きながら子どもを育てている人のために、男性を含めた働き方の見直し、例えば子育て期間における残業時間の縮減、子どもが生まれたら父親だれもが最低5日間の休暇の取得、短時間正社員制度の普及など、多様な働き方の実現等が掲げられました。

21世紀は、今まで男性には非常識と思われたことが当然の権利として、子どもが生まれたら父親も5日間の休暇を取り、家族の世話をする時代となりました。

そこで、(1)また、子育てしているすべての家庭のために、子育てを支援する生活環境の整備が大変重要でありまして、公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置促進が求められております。子育てバリアフリーマップの作成と配布も進めています。そこで、本市の実情と子育てバリアフリーマップの作成・配布の取り組みについて伺います。

(2)産じょく期ヘルパー派遣事業の実施について。この件につきましては、2年ほど前に一度、一般質問をいたしました。国からの通達も来ておりましたのに、そのときは、まだその趣旨を十分理解されていなかったように思いました。それは民間の業者に任せたいとの回答を得ました。それでは市の責務を果たしていないのではないかと思います。

す。産じょく期の女性の立場を理解されていない、せっかく国の政策として打ち出されているのにと、残念に思いました。

そこで、再び推進する立場で質問をいたします。出産後2カ月以内で昼間家事や育児の手伝いをする者がいない人が対象。ヘルパーは、市が認可した介護保険やベビーシッターなどの業者から派遣され、食事の準備や後片づけ、掃除、洗濯、授乳やおむつの交換、沐浴介助などの育児支援を行う。利用日数は1日2時間、10日間まで。双子以上の場合、さらに15日間延長ができる。料金は1回1,640円、所得税非課税世帯は250円、生活保護・市町村税非課税世帯は無料です。これは千葉市が行っているエンゼルヘルパー派遣事業であります。長崎市もこれに準じて産じょく期ヘルパー派遣ができないか、お尋ねします。

(3)父子家庭に対する児童育成手当の創設について。これは母子家庭に対する児童育成手当の父子版ともいえるべきものであります。最近、リストラや失業等で父子家庭においても、母子家庭同様、大変厳しい生活状況の家庭が多くなりました。そこで訴えられることは、性の差別による不平等な福祉政策ではないか、父子家庭にも所得制限を準用した児童育成手当の創設をしてもらいたいとの声です。私も大いに賛同するところです。市としての考え方を伺います。

4. ドメスティック・バイオレンス対策について。

急増する配偶者などからの暴力に歯どめをかけるため制定された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法の施行から1年目を迎えました。それまでは夫婦間で解決する問題、被害者にも落ち度があるのではないかなどと放置されてきましたが、この法律により、DVは犯罪と認識され、一時保護施設や相談センターの拡充など、自治体の取り組みも大きく前進をしました。

DV防止法は、エスカレートする暴力を事前に食い止めるために創設された保護命令が大きな特徴となっています。被害者からの申し立てに応じて裁判を行った上で、(1)被害者の住居や勤務先付近などへの徘徊、その辺をうろちよろしない、これを6カ月間禁止をする接近禁止命令。(2)住居から2週間の退去を命ずる退去命令が出され、

これに違反すると1年以下の懲役、100万円以下の罰金に処せられます。この8月末までの11カ月の間に寄せられましたこの保護命令の申し立て件数は約1,023件、このうち実際に発令されたのが777件、これは接近禁止命令が557件、退去命令3件、両方が217件に上り、この1年間で同法が着実に被害者保護に力を発揮していることがわかります。

最近のニュースでも悲惨な結末になった事件が報道されました。暴力が被害者の子どもや家族に拡大するケースもふえており、こうした第三者の接近禁止命令の対象に加えることや、夫が逆上することを恐れて行動をためらう被害者にかわり、警察などの第三者が保護命令の申し立てができる制度の拡充などを求める声も今、上がっております。

今後、見直すべき点について、配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村レベルにも広げることが提案されております。一時避難のシェルターの設置等、民間の協力なども得ながら一時保護施設の運営をされている先進都市の実態調査などを通して、ぜひ長崎市も早急に検討していただきたいと思っております。本市の実態とDV被害者への支援体制について伺います。

次に、5. 乗合タクシーの充実について。

乗合タクシーが導入された丸善団地、矢の平・伊良林地区の住民の皆さんの喜びようは大変なものです。お年寄りの方々は、「ああ、生きていてよかった、こんなに便利になって夢のようです。嬉しくて毎日買い物に出かけます。天気がよければ街に出たいと毎日でも思うようになりました」と語っておられます。そして、「市長に感謝しています」と言われておりました。そういう声を聞いて、一方、今度は私たちの地域へもジャンボタクシーをと期待しているほかの地域住民の皆さんもたくさん出てきました。

そこで、当初、公共交通機関のない空白地域が9カ所あり、丸善団地、矢の平・伊良林地区の本格運行を見て、次の乗合タクシーやミニバスの導入を検討したいとしていましたが、今後の運行計画について伺います。

また、現在、その2方向とも人気が高く、利用者も多いようですが、今後、タクシーの台数をふやしたり、また、コミュニティバスは一律

100円であるのに対し、乗合タクシーは200円、しかも、斜面地長崎の視点から見れば、コミュニティバスよりもはるかに乗合タクシーの方が住民に切望されている度合いは比較にならないほど高い。まちの真ん中を氾濫するバスの間を縫って、渋滞するほどの中をお客は余り乗っていない状態で走っているコミュニティバスは、3年間で約3,200万円の助成があるのに比べ、乗合タクシーは自助努力によって採算性をとってやっている。これは大変すばらしいことですが、コミュニティバスよりも乗合タクシーの事業を発展させてほしいという声を多く聞きます。私もそう思います。

そこで、乗合タクシーの運営状況と今後の計画、そして、大人も子どもも一律100円にすると、市からの持ち出しはどれくらいになるものか、お伺いをしたいと思います。

#### 6. 障害者福祉について。

親亡き後の障害者支援について伺います。障害を持つ子どもの親御さんから聞く言葉は、「私が生きている間はいいんです。一生懸命、私の命にかえてもこの子は守ります。しかし、今、私はもう80歳を過ぎた、もう先は見えてきました。私が死んだ後、この子はどうなるのだろう。死んでも死にきれません。毎日毎日そのことばかり考えています」とおっしゃいます。これは重度障害を持つ子の親として、世界じゅう変わらぬ親の心だと思います。この方々にこそ、行政は福祉の光を当ててやるべきだと思います。その思いを真っ先に条例化した都市がありました。それは横浜市です。横浜市は、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活できる環境づくりの推進と、障害者及びその擁護に当たる親御さんの安心を実現することを目的に条例を制定しました。後見的支援を要する障害者を市の責務として支援する総合的な条例は全国で初めてです。

条例では、市の支援施策として、後見的支援を要する障害者が地域において生活を営むための場及び費用の確保を行うこと、後見的支援を要する障害者が保有する財産の保全または活用のための助言・あっせん等を行うこと等を定めています。

長崎市としても一日も早く、障害者本人、そして親御さんの安心のために、後見的支援を要する障害者支援条例をつくるよう努力すべきと思いますが、ご所見を伺いたい。

最後に、本市のヤミ金融対策についてお伺いをいたします。

今、市民相談の中で一番多いのが多重債務問題です。その中でもヤミ金融の被害が蔓延しています。先日もテレビでヤミ金融の実態を放映していましたが、まさに犯罪としか言いようがないようなすさまじいものでした。私も毎日のように市民相談を受け、その解決のために司法書士さん、弁護士、県警の生活安全課へと通ううちに、その道のプロになりました。今では、もう「きょうにも死にたい」と言って来るような相談者にも、その日のうちに的確な手を打ち、安心と希望を与えて帰ることができるようになりました。それは大変な苦勞を伴いますが、的確な手を打てば、地獄の苦しみも一瞬のうちに消えるような、本当に生き返るような姿で帰っていかれます。

ヤミ金融への対処のまず基本は、支払いを完全に拒否することにあります。「私は、あなたには払いません」とはっきり言うことが大切です。借りたものを払わなくてもいいのかと思われるかもしれませんが、ヤミ金融では、金利が出資法の罰則金利の年利29.2%をはるかに超えている。これは略奪といってもいいほどひどい暴利なのであって、貸し金自体が公序良俗違反であるから無効だと主張することができるのです。ヤミ金融に対しては、とにかく借りた金は一切返さない、返済した額は全部返せと主張して、ヤミ金融と闘っている弁護士さんや被害者の会もふえてまいりました。

そこで、まずそのことを相談者に話をし、相手のヤミ金融業者の住所がわかれば、すぐその場で郵便内容証明で支払い拒否の通告書を書く。住所がわからなかった場合は、催促の電話がかかってきたときに、「あなたはヤミ金融だから払わない。警察の生活安全課で指導を受けてきたから、今後は県警の何番ですから、そこへ連絡を取るように」と言って電話を切ります。相手は、違法であることを知っているから、決して警察へ訴えようとはしません。こうして、私はすべて解決しています。

多重債務者もいろいろありまして、既に自己破産している人がまた日掛けローンに手を出してしまうケースがあります。それも郵便内容証明で払えないということを通告すればいいのです。大抵の場合は過払いしているケースがほとんどですので、過払い請求もしています。

このように、相談者にいろいろと親切に教えてあげれば、本当に地獄の苦しみも一瞬のうちに吹き飛んで、安心されます。そして元気が出ます。勇気を持ちます。このようなことを市職員がよく勉強をして教えてあげる。わかりやすく冊子にして配布する。これこそが相談者の目線に立って仕事をするのだと思います。相談者にすれば切羽詰まって、気持ちは半狂乱の状態で見えますが、親切丁寧に教えてあげ、「心配しなくていいよ、大丈夫ですよ」と安心を与えることが大切です。

本市の多重債務、ヤミ金融対策について、どのような対策がなされているのか、お尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、時間があれば自席よりまた意見などを申し上げさせていただきます。

ありがとうございました。＝（降壇）＝  
副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 田村康子議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず第1点目、PFI事業の検討状況についてお答えをいたします。

ご存じのとおり、PFI方式による公共施設の整備は、平成11年9月24日に民間資金の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律が施行され、その後、国におきまして各種のガイドラインが定められたことによりまして実施に移されてまいりました。

本市におきましても、PFIによる事業手法の導入は、民間活力の導入、新たな雇用の創出及び経費の節減の面からも効果的な事業手法の一つとして位置づけておりまして、これまで課長、係長級のPFI研修会を実施しております。

ことしの8月19日には、庁内課長級職員を委員として長崎市PFIガイドライン策定委員会を設置したところでありますが、現在、2回の委員会を開催しており、今年度中にはガイドラインを策定することとしております。

今回、策定予定のガイドラインは、PFIに対する本市の考え方を市民及び民間事業者へ情報発信すること、職員のPFIに対する理解を深めること、PFIを実施する場合の統一的資料とすることなどを目的としているところであります。

また、田村議員ご指摘のとおり、最近のPFI事例では、さまざまな工夫のもと事業が実施されておりますので、そのような事例も取り入れることでガイドラインを充実させることにしております。

なお、PFI手法導入に当たっては、ガイドラインをもとに大まかにPFI事業かどうか判断し、その後、導入可能性調査、実施方針の策定、特定事業の選定、募集という段階を踏んでいくこととなりますが、導入可能性調査の結果、PFIを断念するという事例も見受けられるようですので、同調査を実施する前に、慎重にPFIの手法で実施可能かどうか見極める必要があると思えます。

いずれにいたしましても、PFI手法の導入は、本市におきましては避けて通れない事業方式と認識しておりますので、大型公共事業で民間のノウハウを生かすことができ、効果的、効率的と認められる事業につきましては、積極的にPFI手法の導入を検討してまいりたいと考えております。

今、歴史文化博物館とか県立美術館とかいろんなところが着手をされます。先般、築48年の中央消防署の現地建て替えという形で検討委員会のご答申をいただきました。そうなりましたら、市の旧新興善小学校跡地のいわゆる市立図書館の建設、そして中央消防署の建設、これが当面、いわゆる来年度予算編成作業に今、入っているわけですが、PFIを視野に入れながら、関係者の方々のご協議をいただきながら、可能なかどうなのかという形での、いわゆる具体的な第一歩になるのではなからうかなというふうに私も考えているところでございます。

次に、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援についてお答えをいたします。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、ドメスティック・バイオレンス防止法が平成13年10月に施行され、1年が経過しました。この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、また、保護命令の制度を創設することによって、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律であります。

配偶者からの暴力は、多くの場合、女性が被害者であり、人権を侵害する重大な社会問題としてクローズアップされております。家庭内や密室で

行われる潜在化している場合もありますが、法が施行され、ドメスティック・バイオレンスが犯罪であるという認識が深まり、相談件数も急激な伸びを示しているところであります。

ちなみに、長崎市男女共同参画推進センターでの女性の暴力に関する相談件数でございますが、12年度は114件、13年度は233件、法律施行後の1年間の相談件数は197件となっているところであります。

DV防止法により、都道府県の婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護などの事業を実施しております。

配偶者暴力支援センターへの相談件数でございますが、本年4月から10月までの7カ月間に216件に及んでおります。この中でも、DV防止法の核として導入された保護命令の裁判所への申し立て件数でございますが、1年間で12件にも上っており、そのうち、9件の接近禁止あるいは退去命令が発令されているところであります。

また、同センターの定員は20人ですが、平成14年12月1日現在で9人が入所されておられまして、暴力による一時保護者は6人で、そのうち、3人が長崎市居住者となっております。

DV被害者への支援は、一時保護施設への拡充はもちろんのこと、警察、民間との連携も重要な要素となります。

本市の取り組みといたしましては、県の配偶者暴力相談支援センターや警察など関係機関との連携を密にするとともに、DV被害者を支援するために設立された市民グループの活動への支援を行いながら、本年10月に施行いたしました長崎市男女共同参画推進条例第18条第3項に掲げておりますドメスティック・バイオレンスの禁止について、積極的に周知活動を行ってまいります。

また、民間との共催による講演会の開催あるいは相談員の研修などの人材育成を行うとともに、相談窓口の強化に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、親亡き後の障害者支援についてお答えをいたします。

高齢社会が到来した現在、障害者とその保護者の方々にとりましては、いわゆる親亡き後の将来

の生活への不安が増大しつつあり、今後とも安心して地域で暮らしていくための施策の充実が強く望まれているところであります。

横浜市では、こうした状況を背景に、平成14年度から親亡き後も障害者の方々が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりの推進を目的といたしまして、横浜市後見的支援を要する障害者支援条例が施行されております。この条例でございますが、後見的支援を要する障害者への支援施策を講じることを市の責務と規定し、また、地域社会の一員として障害者が安心して生活できるよう住民も協力するとして、市民の責務も明らかにするとともに、障害者自身にも、みずから生活を営む努力を求めており、行政、地域社会、障害者が一体となって、障害者が地域で自立した生活を続けられるよう支援していくという、障害者の自立支援と地域社会での共生という理念を具体化した画期的な条例として全国的にも注目されているところであります。

さらに、条例では、市の支援施策といたしまして、一つ、生活に関する相談を受け、助言、指導等を行うこと、一つ、民法の規定による後見開始、補佐開始または補助開始の審判の請求を行うために必要な支援を行うこと、一つ、地域において生活を営むための場及び費用の確保を行うこと、一つ、後見的支援を必要とする障害者が保有する財産の保全または活用のための助言やあっせんを行うこと、一つ、障害者の親等に対し後見的支援に関する相談を受け、助言、指導等を行うことなど、具体的な施策も条例で規定しているところであります。

障害者福祉につきましては、平成15年度には、従来の措置制度から支援費制度へと移行するわけでありまして、支援費制度が措置制度と大きく異なるところは、障害者がみずからの意思で福祉サービスを選択するという障害者の自己決定の理念でありまして、また、障害者が地域社会でともに暮らせますようにノーマライゼーションの理念に基づくもので、施設から在宅福祉への障害者施策の流れが制度として位置づけられることにあり、こうした点におきましても、横浜市の条例は先駆的な意義があるものと存じております。

それに比べまして、本市における障害者支援の取り組みといたしましてでございますが、後見的

支援につきましては、4親等内の親族がないなどの身寄りがなく、判断能力が不十分な障害者には、権利擁護の視点から、後見人等の選任のための必要な支援を行う成年後見制度利用支援事業を本市でも本年度から開始をし、後見開始等の審判請求などに必要な費用について補助することとしております。

また、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などにつきましては、自分で判断することが困難な障害者の方につきましては、説明や助言を行い、また、預金の払い戻し、預け入れ、定期預金通帳などを預かる援助を行う地域福祉権利擁護事業を長崎県社会福祉協議会が事業主体となり、長崎市社会福祉協議会を窓口として実施しているところであります。

このほかに、相談事業で、本市で実施する事業といたしましては、平成12年度から長崎市障害福祉センターにおきまして、身体障害者やその家族を対象に相談、助言、指導等を行っている障害者生活支援事業があり、また、知的障害者や障害児を対象とする障害児・者地域療育等支援事業も実施しております。

一方、地域でともに暮らしていくという考え方に基づき実施してきた地域生活の支援の事業といたしましては、平成8年4月に策定した長崎市障害者福祉に関する新長期行動計画や本年度を達成年度とする長崎市障害者プランにおける在宅福祉の充実に関する事業があるわけであります。

具体的には、デイサービス、ホームヘルプサービス、外出時の介助を行うガイドヘルプサービスのほかに、知識障害者の方々が共同生活を行うグループホームなどがあり、本年度までに身体障害者デイサービスを1カ所、知的障害者のデイサービスを3カ所、知的障害者のグループホームを24人分の整備をいたしているところでありまして、地域での障害者の生活を支援する事業は着実に増加しているというふうに考えているところであります。

以上のように、横浜市後見的支援を要する障害者支援条例に明記されている事業を個別に比較いたしますと、長崎市でも既に実施している事業が幾つもあるわけであります。また、支援費制度の導入により、理念においてもおのずと達成されていくところもあるものと存じます。

しかしながら、横浜市の条例が障害者の地域での生活を行政と地域と障害者が協力して、それぞれが責任を持って支援するという趣旨で制定をされておりまして、障害者やその家族の方々から、通称「あんしん条例」と呼ばれるなど、障害者や家族の方々の精神的な支援の効果も大きいことから、平成15年度に予定されております支援費制度の状況なども十分に考慮しながら、長崎市としても、もっとわかりやすいような形で、しかも、成文化して整理をして、この種の問題整理をする時期に来ているのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁とさせていただきますと思います。

なお、先ほどは、本市のヤミ金融対策につきまして、大変、田村康子議員さんのご経験も踏まえて、すばらしいご意見を開陳させていただきまして、本当にありがとうございました。ああいう事例というのは、本当に大事なことでありますし、今後とも、私ども担当の方も含めて、わからないことがありましたら、いろんな形でご援助、ご指導していただければありがたいと、借りている方が本当に困っていますので、法というものの趣旨を十分に踏まえながら、ひとつご指導等を含めてよろしく願いさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。＝（降壇）＝  
総務部長（岡田慎二君）　ご質問の第1点目で、入札妨害事件の防止対策についてでございますが、秘密を守る義務、いわゆる守秘義務等職員の服務規律の指導監督はどうなっているのかということについてお答えをいたします。

今回の競売入札妨害事件につきましては、議員ご指摘のとおり、競争入札における最低制限価格を決定する権限を持った元建設管理部長がその価格を漏えいしたということによるものでございます。

私どももこれまで、平成9年度に建設管理部を新たに組織し、契約事務の一元化を図り、さまざまな入札制度の見直しを行い、公正性、透明性の確保に努めてまいったわけでございますが、このような中での担当部長の逮捕ということで、私どもも大変申しわけなく、重く受けとめております。

私ども職員には、地方公務員法の規定に基づきまして、秘密を守る義務あるいは信用失墜行為の

禁止などが課せられており、その立場や職務の特殊性から、いわゆる厳しい規範が求められているというふうに考えております。職員の守秘義務等を含めた公務員の倫理につきましては、これまで通達指導や職員研修等で十分意を用いてきたつもりでしたが、今回の事件を踏まえまして、職員のモラルの一層の向上を図るため、倫理規程の周知徹底や法律専門家などによる特別研修の実施など、二度とこのような事件が発生しないよう、職員の指導監督をさらに徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 次に、子育て支援についてお答えいたします。

子育てバリアフリーの整備といたしまして、公共施設等への託児室、授乳コーナー等の設置推進につきましては、おのこの施設において物理的な制約がございますが、その改善に努めているところでございます。

男女共同参画推進センターにおきましては、児童の保育のための幼児室や授乳室の設置をしているところでございます。また、授乳のためのスペースにつきましては、本庁別館1階と科学館、ブリックホールに設置しているところでございます。

ベビーベッドにつきましては、本館、別館を初めブリックホール、男女共同参画推進センター、市民会館、北保健センターにも設置しており、また、支所についても設置の推進に努めているところでございます。

また、トイレ内で子どもを座らせておくベビーシートにつきましても、本館、別館を初めブリックホール、市民会館等に設置しており、施設的な制約はございますが、その設置に努めているところでございまして、市民の皆様の利便に配慮されるよう、今後とも、その設置の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育てバリアフリーマップを作成し、配布する考えはないかとのご質問でございますが、現時点におきましては、作成の予定はございませんが、厚生労働省の少子化対策プラスワンの報告にも盛り込まれておりますし、掲載内容等の状況につきまして、マップ作成に係る先進都市等の事例等を調査したいというふうに考えているところでございます。

次に、ご質問の産じょく期ヘルパー事業についてお答えいたします。

この事業は、産後の体調不良のため、家事や育児が困難な核家族の家庭にヘルパーを派遣することにより、産じょく婦や乳児の身の回りの世話や育児を行う事業でございます。

本市におきましては、利用希望者に対し、厚生労働省の外郭団体である21世紀職業財団を通じて、ヘルパーサービスの情報を提供し、直接利用していただいている状況であります。

現在、ヘルパーサービスを実施している民間団体は、たすけあいワーカーズありす、いきいきコープ福祉生協、たすけあいワーカーズどんぐりなどの活動がっており、直接利用していただいているところでございます。

今後は、ファミリーサポート制度の設置等も考えながら、家事支援等について充実してまいりたいというふうに考えております。

次に、父子家庭に対する児童育成手当の創設についてでございますが、同様の手当といたしましては、現在実施しております児童扶養手当法に基づく法定受託事務としての児童扶養手当の制度がございます。この手当は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために設けられているものでございます。この手当の要件といたしましては、父と生計を同じくしていない18歳未満の児童または一定の障害を有する20歳未満の児童を監護している母または養育者に支給されるものでございます。

児童扶養手当は、昭和36年に社会的、経済的に困窮している事例が多い母子世帯のうち、公的年金を受けられない生別母子世帯を経済的に援助するためにできた制度で、父が一定の障害状態にある児童及び父が1年以上拘禁されている児童以外は、母子家庭を対象とした制度となっており、父子家庭に対しては手当の支給対象となっていないのが現状でございます。

現行の手当の支給につきましては、支給額の4分の3が国、4分の1が市の負担となっておりますので、父子家庭に対する児童育成手当制度を創設することになれば、市単独の事業となり、全額を市が負担することになります。現在の本市の厳しい財政状況を考えますと、非常に困難な状況であると判断しているところでございます。



また、他都市におきまして、父子家庭に対する児童扶養手当と同様の手当制度を有する自治体は、現在、把握しておりますところでは、栃木県の鹿沼市1市だけでございます。

このようなことから、父子家庭に対する児童育成手当の創設については困難とは思いますが、議員ご指摘のように、非常に困っておられる父子家庭もあるということもお聞きしておりますので、今後とも、父子家庭の社会的状況や国、県の動向並びに他都市の状況等を見守りながら対処したいというふうに考えております。

以上でございます。

都市計画部長(松本紘明君) 乗合タクシーの充実についてでございます。

本市では、地形的制約等から、斜面市街地を中心としてバスの乗り入れがなされていない地域、いわゆるバス空白地域が存在しており、斜面市街地における交通環境を改善していく上で、このバス空白地域を解消していくことが、本市の交通政策上重要な課題であると認識をいたしております。

バス空白地域の解消に当たりましては、小型バスも含めた乗合バスによる運行を基本といたしておりますが、道路幅員等の問題から乗合バスによる運行が困難な地区におきましては、乗合タクシーによる運行を目指すことといたしております。

そこで、本市の代表的なバス空白地域であります丸善団地地区、矢の平・伊良林地区の2地区において、本年4月8日より本格的に運行しているところであります。

今後の導入計画につきましては、関係機関等との協議・調整を踏まえ、新たに取り組むべき地区を抽出し、来年度は、新たに1ないし2地区のバス空白地域において乗合タクシーの試行実験に着手していきたいと考えております。

次に、乗合タクシーの運賃を100円にしてはどうかというご質問でございますが、運賃につきましては、既存の公共交通機関との運賃のバランスを図ること、さらには、市の支出を抑える上で一定の収入を確保する必要があること等を踏まえまして、地元自治会との協議の結果、大人200円、子ども100円と決定したところでございます。

ただいまご質問の運賃を200円から100円にした場合、市の持ち出しは幾らになるかというご質問がございましたが、概算で1地区当たり約600万

円ぐらいが補助として見込まれるのではないかと考えております。

今後、区域を拡大していきますと、採算性、効率の悪いような地区に入っていきますので、100円と料金を下げますと、今後、市の持ち出しは相当な額になってくるのではないかというふうに思っております。

また、試行実験中に実施いたしましたアンケート調査でも、現運賃につきましては、利用者からはおおむね満足しているという結果を得ているところであります。

したがって、運賃につきましては、今後の乗合タクシー事業の展開を踏まえ、市の支出を抑える必要があること、さらには、利用者からも一定の理解を得ていることから、現運賃のままで運行を継続していきたいと考えております。

次に、乗合タクシー及びコミュニティバスへの補助金についてでございますが、乗合タクシーにつきましては、今年度は両地区ともほぼ採算ペースで推移をしている状況でございます。

一方、コミュニティバスにつきましては、料金を150円から100円に下げた結果としまして、運行経費と運賃収入との差額となる補助金は、前年度は約1,400万円程度でございましたけれども、今年度は減少いたしまして約800万円ぐらいの補助で済むような状況になった次第でございます。

以上でございます。

市民生活部長(妹尾芳郎君) 7番目のご質問、本市のヤミ金融対策について、市長から答弁もございましたが、所管からご答弁をさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘の貸金業登録をしていない、または出資法違反の超高利を取る貸金業者、いわゆるヤミ金融を含めた多重債務に関する消費者センターにおける相談件数は596件で、前年度比24.4%、件数にして117件の増となっております。消費者センターでは、多重債務に関する相談に対してましては、調停や自己破産等の債務整理の方法を示し、弁護士などの専門家への相談を進めるといった助言や情報提供を行っております。

また、消費者被害の未然防止及び拡大防止のための啓発活動といたしまして、悪質商法の被害に遭わない消費者を育成することを目的としましては、1月号を除く毎月の広報ながさきに、「役に

立つ!消費生活百科」を掲載するとともに、卒業を控えた高校、短大、大学生及び自治会、老人会などの団体を対象とした消費者センター独自の消費生活出前講座を開設しており、平成13年度は53回実施し、4,650名の方が受講されました。しかし、ヤミ金融からの違法かつ過酷な取り立て等により被害をこうむっているとの相談が全国的にも急増しており、深刻な社会問題となっております。

このような中、本年10月25日に出されました九州弁護士会連合会の決議におきまして、「法的に見てもヤミ金融の貸し付けは出資法の上限をはるかに超過する暴利行為であり、かつ出資法違反及び貸金業法違反の貸し付けという犯罪行為を目的とする行為であって、利息部分のみならず、元本部分も公序良俗違反により無効であり、不法原因給付として返済の必要はないと判断される」という見解が示されております。

今後の対応といたしましては、警察、弁護士会、司法書士会や長崎県消費生活センターとの連携をより強め、借主から貸金業者に対する支払拒絶書及び不当利得返還請求書等を送付するなど、具体的な方策の助言や情報提供を行うことが必要であるとの認識に立ち、さらなる広報、啓発など市民への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番(田村康子君) ありがとうございます。

先日、政治倫理検討特別委員会で、「政治倫理条例について」という題で斉藤文男先生の講演を聞く機会を得ました。私は、先生の話の中で心に残った言葉がありました。それは、石川五右衛門が三条河原で釜煎りの刑に処せられたとき、「石川や浜の真砂は尽きるとも世に盗人の種は尽きまじ」と辞世の句を残した。これをもじって言えば、「政治家や浜の真砂は尽きるとも世に不正腐敗の種は尽きまじ」、そうつぶやきたくなるような汚職、不祥事、これは国政、地方自治を問わず後を絶ちません。これでは日本の政治は根腐れをしてしまいますとおっしゃいました。

そこで、私も政治についての言葉を幾つか触れてみたいと思います。

まず、「政治屋は次の選挙のことを考え、政治家は次の時代のことを考える」、これはアメリカの思想家J・F・クラークさんの言葉です。「権

力には魔性がある。ゆえに権力に近づく人間は峻厳にわが身を律さねばならぬ。民衆は権力者を厳しく監視せねばならない」、これはドイツの社会学者マックス・ウェバーでございます。「政治の『行動』とは、ひとつの社会を助けて、できるだけよい未来を生ませる助産婦でなければならない。政治の役割は、母と子を救うことである」、フランス作家アンドレ・モロアの言葉でございます。母と子を救う、それは社会の現在と未来を救うことである。そのために身を捧げるのが真の政治家である。決して自分のためではない。大切なのは民衆である。一番偉いのも民衆である。「『変革』の時代には、人は民衆を自分の目で見、自分の鼻でかいでいかなければならない」、これはドイツの詩人ハイネの言葉でございます。これは何と爽やかな響きでありませうか。心洗われる思いがいたしました。政治家の原点はここにあると思ひ、ご紹介させていただきます。

それから、PFI手法の導入についてですけれども、今、ガイドラインの作成中で、可能性導入調査をしなければ今のところ何とも言えないというご回答でございましたけれども、もう全国の自治体が積極的に前向きに動き出しておりますので、先ほど市長が言われましたように、モデル的に何か一つ取り組んでいただきますように要望をさせていただきます。

子育て支援につきましては、頑張っていたいであることをよくわかりました。今回、機構改革がされ、「こども課」「保育課」が新たにできると伺い、喜んでおります。一つ、私の要望でございますが、細やかに心の行き届いた対応ができるものと期待しております。そのときには、幹部登用は、ぜひ女性職員をしていただきたい。やはり女性の優しさと気配りが最適な職場であると思うものでございます。しっかり働く方をよろしく願います。

それから、ドメスティック・バイオレンスですけれども、最近、夫に蹴っ飛ばされて腰の骨を折った女性がいました。ひどいものです、男の暴力は。その女性はいわく、「警察に言っていないでしょうか」と、即座に答えました、「ぜひ言いなさい」と。女性への暴力、断じて許しません。深刻な被害実態が徐々に認知され、このDV防止への動きも加速されてきます。市を挙げて早急に取り組ん

でございますよう要望をしておきます。

それから、障害者福祉につきましても、今言われましたとおり、しっかり長崎市としてもぜひ取り組んでいただきたい。本当に重度の障害を持っているご両親、お父さん、お母さん、本当に悩んでおられます。どうぞ、長崎市も全面的にこういう方に光を当てていていただきたいと思います。

それから、ヤミ金融対策について、市長から褒めていただいて嬉しかったです。ありがとうございます。

もう一つ、時間がありますので、東京からの「090金融」というのが、元は暴力団、これは県警が挙げて今、調査中でございますけれども、この「090金融」は本当にひどいです。ヤミ金融の金利が10日で1割・年率で365%、また、10日で3割というものもありまして、これが年率1,095%、10日で5割・年率1,825%、1日に1割というものもあるんです。3,650%という途方もない利息を取っております。

東京都に、東京都知事登録業者について問い合わせをしようとしても今、全国からこのヤミ金融に対する問い合わせが来ているものですから、いつもお話中で通じません。こういうときには、東京都がインターネットのホームページを開設しておりまして、その一覧表を載せてあります。これでヤミ金融の屋号がわかりますので、東京都知事登録が何番かを調べて、それを東京都に「登録何

番の業者が私や親戚にひどい取り立ての電話をかけまくっている」と、これは電話は通じませんので、ファクスで入れることができます。今すぐ取り立てをやめさせたいという方、また、弁護士に頼むのに時間がかかるという方、費用がないという方、こういう方は、これが一番よい方法でございます。

このようなことを、ただ司法書士に行きなさい、弁護士さんに行きなさいと言うのでなくて、こういうわかりやすいことを箇条書きにしてちゃんと用意しておいて、または小冊子にしておいて配ってあげれば喜ばれると思います。本当に切羽詰まって、死にたいと思う方がいっぱいいるんです、わからないで。消費者センターに行く方はまだいいんですけれども、どこにも行ききらなくて、法律に無知な人ほど、そういう業者の思いどおりにされて、もうどうしようもない状態でおられますので、ぜひこのヤミ金融業者に対しましては、より一層の政策を講じていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

副議長(松尾敬一君) 本日の一般質問はこの程度にとどめ明6日午前10時から本会議を開き市政一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後5時18分 =

上記のとおり会議録を調製し署名する。

平成15年1月21日

議 長 鳥 居 直 記

議 長 野 口 源 次 郎

副 議 長 松 尾 敬 一

署名議員 陣 内 八 郎

署名議員 毎 熊 政 直